

令和6年度 保育施設の入所申し込みに必要なもの

保育施設への入所を希望される方は、次のとおり関係書類を提出してください。
事由により提出する書類が異なりますので、ご確認のうえ、提出してください。

1. 提出する書類

① 支給認定（現況）申請書兼保育利用申込書	
② 世帯の状況を証する書類 …該当する場合、必要な書類を提出してください。（いずれも写し）	
ひとり親世帯	○次のいずれかの書類 … 児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費受給資格証、全部事項証明書（戸籍謄本） ※児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費受給資格証所持の場合は 添付不要
障がい者（児）と同居	○次のいずれかの書類 … 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛護（療育）手帳、特別児童扶養手当証書、国民年金の障害基礎年金等の受給を証するもの ※特別児童扶養手当証書所持の場合は 添付不要
③ 保育の必要な理由を証する書類 （保護者それぞれ1通、いずれかの書類を提出してください。）	
就労（会社等への勤務、自営業）	○就労証明書…就労状況に変更があった場合（育児休業、職場変更等）は、新たな就労証明書を提出してください。
妊娠、出産	○母子健康手帳（分娩予定日を記載しているページ）の写し （「出産月を含む前3か月」から「出産日から8週が経過する日の翌日が属する月の末日」までの入所となります）
保護者の疾病	○医師からの診断書（様式は健康こども課にあります）
保護者の障がい	○身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛護（療育）手帳、国民年金の障害基礎年金の受給を証するものの写し
親族の介護、看護	○介護・看護申立書（様式は健康こども課にあります） ○医師からの診断書（様式は健康こども課にあります）、介護保険被保険者証（要介護認定を受けたもの）の写し、施設利用状況を確認できるもの
求職活動	○求職活動状況を示す書類の写し（求職受付票「ハローワークカード」、面接通知、不採用通知等）
※ 求職中の方は原則 90 日までの入所となります。入所後 3 か月以内に就労証明書等をご提出ください。	
就学・職業訓練	在学を証明する書類の写し
※ <u>町外の保育所等に入所希望で、60歳未満の祖父母と同居されている方は、祖父母の分についても、いずれかの書類が必要</u> となります。	
④ 利用者負担額（保育料）を決定するための書類	
市町村民税額を証する書類 （所得課税証明書等の市町村民税額がわかる書類： <u>保護者それぞれ1通</u> ）	
○令和5年1月1日に南部町に 住民登録がある 保護者 ⇒ 不要	
○令和5年1月1日時点、南部町に住民登録がない保護者 ⇒ 令和5年度の税額がわかる書類… 必須	
☆所得がない方でも非課税証明書等の提出が必要です。（※証明書の発行に関しては市町村によって様式が異なります。令和5年1月1日現在の住所地へ確認をお願いします。）	
☆未申告の方は証明書が発行されません。令和4年分（令和4年1月～12月）の所得について申告を済ませたうえで、発行を依頼してください。	

◎ **書類の不足、記載内容の不備及び虚偽記載がある場合は、支給認定並びに施設の利用契約ができませんので、十分に確認のうえ提出してください。**

2. 提出先

健康こども課（南部町健康センター）、 住民生活課、 福地支所、 南部支所

※支給認定（現況）申請書兼保育利用申込書に個人番号（マイナンバー）を記載していただきますが、提出の際に**本人確認が必要**となるので、**本人確認書類（個人番号カードなど）**を持参して、提示してください。

3. 申込期限

令和5年11月13日（月）～ 令和6年1月5日（金）（※4月2日以降の入所は随時受付）

◎ マイナポータルで保育に関するサービスの検索やオンライン申請ができます。

◇ マイナポータルのご利用はこちらから → マイナポータルサイト(内閣府)からログインしてください。